

第四次厚木爆音訴訟原告団ニュース

45号

発行 2014年12月10日

連絡先：大和市桜森3-5-3 第四次厚木爆音訴訟原告団 電話：046-200-5505 URL: <http://www.asahi-net.or.jp/~wu9m-situ/>



高裁控訴審第一回口頭弁論報告



報告
北村 理美 介護士

控訴審第一回口頭弁論期日の報告
本年5月27日に横浜地方裁判所で判決が出されたが、いよいよ被告は福岡の東京高等裁判所に移り、平成26年11月27日午後4時、東京高等裁判所において、控訴審の第一回口頭弁論期日が開かれました。

一、原告による意見陳述

まず最初に原告の平嶋さんが意見陳述を行いました。爆音による被害の状況を切々と訴えて認めているときにも容赦なく爆音がおそいばかり、回復する気力・体力までも削がれること、遠く離れて住む母親との貴重な電話の時間も爆音は奪うことなどを自身の言葉で、しっかりと裁判官に伝えました。実は、平嶋さんの意見陳述書作りは私もお手伝いをしましたが、この意見陳

三、介護団による意見陳述

続いて、4人の介護士が意見陳述をおこないました。まず、福岡控訴審士からは、禁止請求に

被害は、どうしても裁判官に被害の被害のひどさを伝えられるかを一生懸命考え、一つ一つの被害を語り、時間をかけて丁寧な作られたものです。その平嶋さんの気持ちは裁判官にも十分伝わったのではないかと思います。

次に、藤川栄治団長の意見陳述がおこなわれました。二木基地の現状、過去3回の裁判で「違法状態にある」とされているにもかかわらず、被告は「違法状態」に一向に改善せず、むしろ基地機能が強化されていることを具体的に述べた後、原告が何よりも求めている爆音による被害の軽減、すなわち飛行の禁止を控訴審に強く望むこと。そして、飛行の禁止止めは、自衛隊機だけでなく、自衛隊機よりもはるかに住民の生活を脅かしている米軍機についてもおこなわれなければ、被害の根本的な解決にはならないことを力強く述べました。同感らしい、堂々とした意見陳述でした。

ついでに意見陳述がおこなわれました。横浜地方裁判所の第一審判決は、軍用機に対しての差止め請求を行った上で初めて判決ではあるが、米軍機に対する差止めは認められず、更に被告は軽減されないことを主張しました。さらに、第一審判決は、米軍機の差止め請求について、四に対してその支配の及ばない第三者の行為の差止めを請求するものであり、周辺住民はその差止めを差止めするべきもたないという理由でしたが、第一審で原告が主張したように、四に米軍に対する規制権限があることは明らかであり、米軍機に対する差止め請求を四が第一審判決を根本的に見直さなければならぬことを述べました。

次に、藤川栄治団長が、爆音によって原告らが受けている被害について意見陳述をおこないました。爆音による健康被害については、騒音から住民の健康を保護するために定められたWHO（国際保健機関）の夜間騒音ガイド

ラインに照れ、厚木基地周辺においてもそのガイドラインの値を超える地域が多数あること、更に100名を超える原告が、その健康と航空騒音との間に因果関係があることを医師によって診断されていることなどを挙げ、原告らの健康被害が科学的根拠に基づいていることを指摘しました。また、原告らは、騒音により、生活や知的作業、職業生活などの多様な生活妨害を受けていることを述べ、航空騒音による被害は、原告らの一生を脅かすこと、そのものを抱え続ける重大な被害であることを訴えました。

石塚重正弁護士からは、相互保護、将来請求、原告控訴についての意見陳述をおこないました。相互保護とは、ある外国人の本国において日本人が被害者となったときに、国家賠償制度により救済される場合に限り、その外国人に日本の国家賠償法による救済を認めるというものです。第一審判決が、この相互保護主義にもつき、フイリピン人原告に対して国家賠償請求を認めた点について、平等原則、国際條約等など憲法上の原則に照らして不当であることを述べました。

また、被告側からは、第一審判決が第一審の口頭弁論が終了したにもかかわらず、原告による損害賠償請求しか認めなかったことについて、これほど過去3度も騒音が違法とした司法の判断の重みを感嘆し、さらなる訴訟の負担を原告に負わせるのは不当であるなどとして、将来の損害賠償請求をも認めよう述べました。そして、原告は、第一審判決において、このような将来分の損害賠償請求が認められなかったことや、被告側が実施した防音工事を根拠に損害賠償が大幅に減額されたことなどについても、不服があるとして原告控訴をするということになりました。

最後に、弁護団長である中野新弁護士の、本年の訴訟においては、裁判所が控訴審機関としての憲法上の役割を完全に果たすか否かが問われているのであると力強い意見陳述が行われ、第一回口頭弁論期日は終了しました。

四、最後に

控訴審はじまったばかりですが、すでにお伝えしましたとおり、控訴審での審理日程は非常にタイトなものになりました。控訴審も、弁護団・原告団一致団結してがんばりましょう。



弁護士会館前で三二報告集会



意見陳述書

大和市在住：藤川 榮治さん



第1 経歴等

私は、厚木基地の滑走路の北側、約2、7キロの地域にある大和市南林間に、1945年から住んでいます。ですから私は50年以上もの間、厚木基地の爆音の被害を受けながら生活をしてきたと言えます。私は1997年、5、047名の原告で、第二次厚木爆音訴訟を提起したときに原告団の事務局長になり、この時から裁判に関わってきました。そして、2007年12月に提起した第四次訴訟で、原告団の団長となり現在に至っています。

訴訟して7年、原告のなかには、裁判の結末をみることなく、亡くなられた我々先輩や、役員として献身的な努力を続けてきた仲間、また高齡や病で倒れた者も多くあります。

これら原告の裁判に寄せる切実な思いを代表して意見を述べさせていただきます。

第2 厚木基地の状況と被害

1. 始めに、厚木基地の状況について述べます。

厚木基地は日本の海上自衛隊と、米海軍航空隊が使用している基地ですが、自衛隊と米軍機が相相好に飛び交い、基地周辺住民は日常その爆音に侵されています。

厚木基地を離発着する軍用機は、民間空港と異なり、定められた時間内で定期的に発着するのではなく、突然編隊飛行や巡回飛行、低空飛行、また早期から深夜にわたって飛行訓練を繰り返すことが当たり前のようになっています。

そしてその爆音のうるささは、自衛隊機でも機種によっては95デシベルを超える音を出し、また低空機であっても低周波の長く長い音が、住民に六のけいのような不快感を与えています。

これが次第に低周波機になると、例えばスーパーホーネットなどは、殆ど100デシベルを超え、低空飛行や低空飛行の時には、110デシベルから120デシベルを記録します。

まさに爆音という暴力にさらされている状態に置かれます。

2. この日常的に行われている訓練のほか、米空軍が横須賀を通過するときに行う、NLP・FCLPと呼ばれる集中訓練があります。これは、軍用機が滑走路を甲板上見立てタッチアンドゴーを繰り返す着陸訓練のことを指します。これが行われると、基地周辺は数分おきに戦闘機等が飛び交い、異常な空襲気になります。

3. 時間の関係上この集中訓練の状況については割愛させていただきますが私たちが原告の日常生活は、このような厚木基地の絶え間ない爆音のもとであり、被害は我慢の限界を超え、しかも個々が受ける被害の差は、多種多様です。事例をあげればきりがありません。

この周辺住民の受けている共通被害は、自分で自分を守る術のない空から襲ってくる被害なのです。加害者の米軍や国は、無防備状態の住民の痛みを全く知らずとしていません。

第3 進行する基地機能の強化と拡大する基地被害

1. 厚木基地の爆音は、過去3回の裁判で、いずれも「違法状態にある」とした司法の明確な判断が示されています。特に第三次訴訟では、「国は違法状態の爆音を抑止するため真摯な努力をしているとは伺えない」と国の意図を鋭く指摘しています。

にもかかわらず、違法状態の爆音は改善されるどころか、むしろ拡大強化される方向に進んでいます。

この背景には、日米軍事同盟の強化という政治の流れがあり、これに連動して基地の機能は強化されてきました。

2. そして今また安全性に大きな疑問が持たれているあのオスプレイが、再三にわたって厚木基地に飛来しています。

恐らく近い将来、私たちの上空で飛行訓練が実施されることになると思います。となると、周辺住民は、これまでの集積被害のうえに、オスプレイの墜落や事故に対するさらなる不安を押しつけられることとなります。

3. これらの事柄にあるように、私たち住民は、基地がある限りその被害から解放されることはない状態に押し込められているのです。

第4 控訴審に望むこと

1. 控訴審を迎えるに当たり、私は、国の控訴理由書を読みました。国は地裁判決を、全面的に否定した反論を数々と述べていますが、違法状態の爆音を放置し、住民の生活を侵し続けてきた国が、「よくまあこんな主張ができるなあ!」と呆れる思いがしました。

2. 私たちが原告が、この控訴審で期待している事は、横須賀地裁判決に流れている真意を、本控訴審でもう一度示して戴きたいという願いです。横須賀地裁は、基地周辺住民の飛行禁止を求める声に向き合い、自衛隊機の深夜・早期の禁止を言い渡しました。

横須賀地裁が自衛隊機の飛行を制限したことの真意は、自衛隊機よりもはるかに騒がしき米軍機を、住民の生活を脅かしている米軍機に対して、当然飛行制限がされるべきだ、と国に示しているのだと思っています。

その意味で私たちは原告は、一部禁止を認める画期的な判断を下した横須賀地裁判決をありがたみの思いで評価しています。

裁判長、この基地周辺の深刻な被害を根本的に防ぐためには、飛行禁止めしかありません。

私たち原告がこの裁判で何よりも強く求めているのは、爆音による被害の根絶、すなわち飛行禁止めなのです。

ぜひ東京高裁の場で、地裁判決では踏み込めなかった米軍機の飛行禁止めについても、自衛隊機と同様、基地周辺住民の声に向き合った判断を命じられ、司法の尊厳を広く示していただくことを切願し、私の意見陳述とします。

以上

意見陳述書

大和市在住：平島 香さん



1. 私は、31年前、結婚を機に、夫の老家である市林間に移り住みました。市林間に暮らすようになって間もなく、今までに経験したことがない騒音や、日常の暮らしの上を、爆音を頼かせながら軍用機が行き交う異様な光景に、衝撃を受けました。

移り住んで数年後、「静かな空を一日も早く」と切に願うようになり、厚木基地爆音訴訟に参加することになりました。

2. 爆音は、その下で暮らす者の心身の不調に、追い打ちをかけるものです。私は、以前は、貧血により快調し朝晩を奮闘する怪我や、一年間自宅療養を余儀なくされる手術を受けました。これらの後遺症もあり、今も時々、頭痛や首の痛み、腹痛、腰痛などがひどくなり、覆返わることがあります。

枕に眼をつけて寝ていると、いつもは上から降りてくる爆音が、地の底からも響いてくるように感じられます。爆音が流れるカプセルの中に押し込められたような感覚になり、鼻が詰まります。じっと頭痛や吐き気に耐えているところに爆音。やっつ、うつらうつらしているところに爆音。さらに、眠りについた深夜にも爆音。回復しようとしている気力・体力が削がれ、気持ちまで追い込まれていくように感じます。

数日伏している私でさえこの幸さなのに、長く療養している方はどんなに辛い思いをしていることでしょう。

3. 私の姉の月について、話をさせていただきます。
次女に住む私の月は、25年前に下半身完全麻痺になってからは、断れて生か私との電話をとても楽しみにしていました。

はじめて電話越しに爆音を聞いた月は、「何の音!？」と驚きの声をあげ、「すさまじい音だねえ。住民はよく感えているねえ。」と言いました。私は、「住民も声をあげているけれど、やめてくれないのよ。」と言うしかありません。爆音の夜に、会話は中断。月は、ジェット機が遠のき、爆音が止むまで待っていました。

徐々に母の耳は遠くなり、5年ほど前から体力や認知力も落ち、電話は短くなりました。その短い電話の中でも爆音。私が「飛行機の手で聞こえないから、話すのを辞めて。」と言っても、母は意味がわからず、電話を切ってしまう。私と話をしと息合がよくなる、と誇っていた母。「ごめんね、お母さん。力及ばずで、悲しい思いをさせてしまって。」私は、切なくなり、心の中で泣きました。

爆音は取り返すことができない時間を奪います。

4. 私は発達障害の成人の方の生活支援、発達障害のお子さんの学習支援をしています。そのときも爆音が騒がれます。

成人の方たちの外出行事のときに、爆音とともに飛行機が飛来すると、耳を塞ぎうつらうつらしてしまう方がいます。会話が中断され音が無口になり、楽しいはずの行事が暗いものになってしまう。

発達障害のお子さんには、予測できない刺激は苦手です。爆音が響いてしまうと、混乱し、学習は中断。もとのリズムを戻すために、私も子どもたちも、新たな時間と努力を要することになります。

5. 今年の8月、近所の友人宅に、お孫さんの出産祝いに行きました。胎やかな顔をして眠っている生後間もない赤ちゃん。見ている私も穏やかな気持ちになり、柔らかな空気が流れます。ところが、爆音が部屋に響いてきた時、空気は一変しました。飛行機が飛来する際に、その可愛らしい顔が歪むのです。このいたいけな子に、私達大人は何と何をしているのでしょうか。

6. 爆音は、住民の生活に支障をきたし、心身に苦痛を与え、心身を苦しめます。心身に不自由さを抱えている人には、一層辛いものです。けれども、そうした住民の大半が、抗議の声をあげる術や機会を得ることもできず、じっと耐えているのが実態です。

裁判長、耐え難い爆音にさらされている私達住民一人ひとりの苦しみに寄り添った、血の通った判決を示して下さいますよう、お願いいたします。

以上

防音工事の調査に協力を



国より防音工事についての調査が原告団に来ました。これは個々の原告の損害賠償額を算出する上で不利益な処置を受けないようにするための調査です。

対象となっている方は、約61名ですが、準備できしだい速攻調査書を送付しますので、無き様識されるようお知らせします。

「戦争をさせない」私たちは平和主義を、そして命を守ります！
理念の実現をめざす第51回大会開会 総会
 主催 第51回憲法大会実行委員会

第51回・憲法理念をめざす第51回大会参加報告



(記者大会) 岐阜市 参加報告
 記者 金子豊貴男



「戦争をさせない」

私たちは平和主義を、そして命を守ります！憲法理念の実現をめざす第51回大会（護憲大会）が、長良川国際会議場をメイン会場に、全国から2000人が参加して11月1日から3日まで開催されました。護憲大会には毎年、四次訴訟関係からも代表を派遣しているため、今回は私が参加しました。そのため、ブロック長会議には参加できず残念でしたが、その分、しっかりと、分科会では「四次訴訟の裁判判決の報告」や「支援いただいた全国の仲間への御礼」「オスプレイの厚木基地飛来と我々の取り組み」などを発言してきました。尚、神奈川からこの大会に平和運動センター傘下の35名の代表団で参加しました。

開会総会、分科会報告

2日目の分科会などの報告です。

11月1日の岐阜は、大粒かんの雨が落ちる荒天で、岐阜駅前からバスに乗るまでかなり雨に打たれる移動でした。開会総会会場の長良川国際会議場では全国・岐阜からの2000人が集まっています。全国47都道府県持ち回りで行われる護憲大会の、岐阜県での開催は初めてということで主催県の気気込みを感じる開会総会でした。

開会総会前夜のオープニングは、シャンソン歌手の今里智さんのコンサート。今里さんは、ファッションブルな衣裳、熱い歌唱、軽妙なおしゃべりで参加者に安堵音刺と内閣メンバーの非道を訴えました。

開会総会は、総会司会の大岡米男・森井芳道書記次長と、岐阜県実行委員会の佐藤孝・自治労岐阜県本部副委員長のもとで進行。最初に、福山真劫・実行委員長の主催者あいさつ、つづいて、河合良房・岐阜県実行委員長(弁護士)の地元あいさつ、江田五月・民進党最高顧問、吉田忠智・社会民主党執行の連帯あいさつ、また、大会への連帯メッセージが書かれた旗、連合会長、立憲フォーラム代表の近藤昭一参議院議員などから寄せられていることが報告されました。これらを受けて、藤本泰成実行委員会事務局長が基調演説し、故志阻止を呼びかけました。

開会総会に引き続いて開かれた「戦後70年に向けて、私たちが確認しなくてはならないもの」歴史認識・憲法・沖縄・原発」と題したシンポジウムは、大会実行委員長を務める福山真劫・平和フォーラム代表を司会・コーディネータ。パネリストは、参議上で戦争をさせない1000人委員会事務局を務める内田雅敏さんと、憲法学者で名古屋学院大学准教授の氣負悠明さん。内田さんは安倍首相が修平を匿る村口談話を戦後の保守内閣のもとでも積みあげられてきたものであることなどを指摘しました。また、飯島さんは集団的自衛権をめぐる問題について提起しました。

大会終了後、雨の中、会場から長良川河川の公園までデモ行進を行い、「11・1護憲・平和を守る1000人集会」を開きました。旗幟やプラカードを手にした参加者は「集団的自衛権の行使容認反対！」「戦争は絶対にさせない！」「特定秘密保護法の廃止！」などのシュプレヒコールをしながら、デモ行進で市民に訴えました。

公開で開かれた集会で、主催者あいさつに立つ河合良房・実行委員長は「安倍政権の暴走を止めるため、岐阜で全国から集まってデモ行進できたことの意義は大きい。私の所属する弁護士会でも市民への訴えを工夫している。もっと周囲の人々に理解を求めよう」と呼びかけました。

来賓あいさつで内田雅敏・戦争をさせない1000人委員会事務局長や、福山真劫・平和フォーラム共同代表も「日本の保守派が軍曹一体化をめざして危険な道を進んでいる。こんな政権を許すわけにはいかない。脱原発を含めて徹底的に対決していこう」と訴えました。

さらに、「戦争をさせない1000人委員会岐阜県実行委員会の高松悠・共同代表も、「天下一分け目の合戦になった関ヶ原の岐阜から、安倍政権と闘おう」と強調しました。最後に「安倍政権を即刻退陣させましょう」と訴える集会アピールを承認して終了しました。

2日目は分科会と基地ネットの全国交流集会。出席した第1分科会のテーマは「非核・平和・安全保障」東京新聞論議委員の半田龍さんが講演、日米ガイドライン（防衛協力新指針）再改定を安保関連法制整備に先行させる政府の方針について、「手段が逆」だと批判。「ここまで我が国がアメリカの戦争に協力しやすという約束が加わってしまおう」と述べました。そして、安倍内閣の集団的自衛権行使容認の憲法解釈変更閣議決定を激しく批判しました。

質問

討論の時間には、金子豊貴男から、今年2月の大会時に厚木基地隣接の日本飛行機厚木工場納庫の屋根がつぶれ、中で定期整備中の自衛隊機、米軍機のP3C対潜警戒機が大破したことに触れ、米本国の米軍P3C時成機が厚木基地を利用して、日本飛行機厚木工場で点検整備されている実績、オスプレイの整備工場を木更津の茨城基地に作るようとしている状況などを質問しました。半田さんからは木更津基地の現状や韓国・大韓航空などの動きも含め、国連入札の状況などについて詳しく報告があり、大変参考になりました。

午後の基地ネットの交流集会では「神奈川からの報告」を担当、北海道、東京、横田などの報告に続き「四次訴訟の裁判判決の経過や全国の仲間の支援に対するお礼」と横須賀の動き、「原子力空母ジョージワシントン」の来年の核燃料交換のための帰国の動きや代わりに原子力空母ロナルド・レーガンを配備する動き、「オスプレイの厚木基地への飛来の状況や抗議行動、山梨・北富士、静岡・東富士、東京・横田、神奈川、の連携強化」などを報告しました。

3日目の開会総会では神奈川平和運動センター事務局局長の小原真一さんから「オスプレイ訓練・配備反対」の取り組みの報告、沖縄・辺野古、戦争をさせない1000人委員会・信託の報告、朝鮮人強制連行・強制労働犠牲者追悼碑の撤去反対の取り組み・事務局の報告が行われ、3日間の護憲大会は閉幕となりました。尚、来年、第52回大会は11月15日から青森で開くことが決まりました。



2015新春の集いのお知らせ

日 時：2015年1月18日（日）13時30分～
 ところ：大和市民生涯学習センター 207号室
 会費：1,000円
 懇親会、抽選（空くじなし）など
 参加申込 1月14日（水）までに「各支部長」または
 「訴訟側事務所」へお申込み下さい。
 （期限厳守）をお願いします。

2015年1月8日（木）高等裁判所による現地進行協議が行われます



環境地裁の裁判官に騒音被害を訴えた
 現地進行協議（現場検証）

基地周辺を裁判官が訪れて騒音の
 実態を体験してもらいます。

地域の皆さんは騒音のひどさや、
 落下物の怖さ、墜落の恐怖に脅えな
 がら生活をしている様子を訴えるチ
 ャンスでもあります。

国や裁判官に強烈な騒音の実態を
 目で感じてもらうことの重要性が問
 われる場でもありますので、多くの
 皆さんの参加をお願い致します。

参加される方は地域の支部長か志
 願所まで参加希望をお知らせ下さい。



報告

斉藤 昌民さん

全国基地爆音訴訟原告団事務局長会議報告

政府要求づくりと沖縄支援行動

全国基地爆音訴訟原告団事務局長会議が11月4日、嘉手納爆音訴訟原告団事務所（沖縄市）で開催されました。沖縄では辺野古新基地建設反対運動が大きく盛り上がり、県知事選挙と辺野古築り込みが行われており、この間いを支援するため各原告団からは役員以外の方も参加し、事務局員会議では、政府交渉（外務、防衛・環境省）の要求内容と、交渉のあり方について話し合いが行われました。

政府・関係省への要求

- ① 空軍機騒音被害に対する抜本的対策、
- ② 日米合同委員会合意等の遵守と実行、
- ③ 基地周辺住民の安全への保障、
- ④ オスプレイの配備・訓練の中止、
- ⑤ 米軍機の航空飛行訓練全面禁止、
- ⑥ 宮内省の無条件返還を柱に、基地被害の解消に向けた要求をまとめていくこととしました。

また交渉のあり方については、「根拠補佐以上の根拠がなければ出て来ないが、責任ある上司部の出発点を決める」、「このままでいくと要請を拒んでも仕方ないからわれわれの恐れがあり、要求を撤回」、「全国総行動にはこれまで通り参加するが、全国基地連独自の取り組みで、毎年政府要請行動を行う一などの意見が出され、来年2月を口論に交渉していくことを確認しました。

次に各原告団からの報告が行われ、厚木原告団として、再三にわたるM/V22オスプレイの厚木飛来に対し、監視・抗議行動を続け合意違反の飛行事業を告発し、オスプレイの飛来中止と飛行情報の開示を求めていること、また第四次厚木爆音訴訟の控訴審にむけ

① 民事訴訟による自衛隊機の禁止請求は違法であること、
 ② 米軍機の禁止請求（民事・行政訴訟）は支障のない第三者の行為の禁止を請求するものではないこと、
 ③ 損害賠償を求められた原告4名の相互保障の適用、
 ④ 米軍請求は認められるべきであること、を弁護理由の中心として裁判闘争に取り組むことを報告しました。

各原告団からの報告ではオスプレイの飛来・訓練を全国規模で行おうとしている政

府や米軍の行動が明らかになり、飛来・訓練禁止、配備撤回に向けた全国基地連の共同行動の重要性を確認しました。

2日（11月6日）は、辺野古新基地建設反対を訴え、8月5日の盛り込みを続ける辺野古シンポジウムを訪れ、安藤代代表（ベリ基地反対会）より、7月から始まった神宮寺リーディング航空に對して、安倍政権による制水水域の拡大に伴う刑罰法改正攻撃を非暴力・抵抗闘争で臨み、辺野古新基地建設を絶対阻止する、との決意をうかがいました。

その後、米軍キャンプ・ジョンソン前の盛り込み・抗議行動に参加しました。ゲートに沿って延びる赤道に陣々と結集する人たちの表情の厳しさが印象的でした。シンポジウムと隣り合わせに厚木原告団代表、厚木原告団代表、オスプレイが推進の負担軽減を口実に全開されているが、辺野古での交流を先かし反基地、平和運動に向けともに頑張ろう！と連帯の挨拶を行いました。

全国から次々と支援者が訪れていきましたが、ただ支援に駆けつけるだけでなく、ここから反基地闘争が全国に広がっていくことを実感しました。私もこの感動を口でいっていただけで終わらせず、伊奈川での闘いの糧にしていきたいと感じました。

参加者の一部は午後から御編果知事選挙の支援行動に参加しました。そして最後に参加者全員でオナガ選挙事務所を激怒に訪れ、選挙戦の必勝を確信し、帰途に着きました。



新基地反対デモに参加（撮影・斉藤昌民）

東京高裁第1回口頭弁論開廷される

第四次厚木爆音訴訟はいよいよ東京高裁に移り、11月27日第1回口頭弁論が開廷されました。今回の東京高裁審理では、いくつかの点について重要な項目が決められました。

第1審目はとにかく委任状、及び継承委任状の提出を早く裁判所に提出するように求められました。

委任状は控訴審で再び弁論士が控訴の代理人として活動するため、新たに原告全員の「訴訟委任状」が必要となります。なお、参考までに5月21日の横浜地裁で出された民事訴訟の賠償金判決は（原告一人当たり）W値95で1ヶ月当たり2万円/W値90で1ヶ月当たり1万5000円/W値85で1ヶ月当たり1万2000円/W値80で1ヶ月当たり8000円/W値75で1ヶ月当たり4000円の総額70億円の賠償命令が出ました。

第2審目は現地検証（進行協議）ですが正月の1月8日11時から16時30分まで南側と北側を検証する予定です。ジョージワシントンは2016年3月頃まで横須賀に入港しているが当日は艦載機の爆音が裁判官に体験できるか疑問である。

第3審目は審議日程ですが多森裁判長は、第1回11月27日から始まり、第4回の5月14日口頭弁論まで約半年で審議を進める予定です。原告の主張がどこまで届くか若干不安の残る審議日程ですが多くの原告で70名の傍聴者を揃えてほしい。

次回からの口頭弁論日程は下記の通りです。短期間の口頭弁論日程です、原告のさらなる協力と大きなご支援をお願い申し上げます。

口頭弁論の日程は下記の通りです

進行協議*1月8日(木)	10時00分～17時00分
(現地進行協議)	
第2回 口頭弁論*2月5日(木)	15時00分
第3回 口頭弁論*3月19日(木)	10時00分～終日
(原告意見陳述)	
第4回 口頭弁論*5月14日(木)	13時30分～15時00分

原告団活動日誌

10月30日	原告団ニュース44号発行 / 近大三社会議
11月1日	アライオン委員会(海老名市南1会館) / 協議会参加
11月4～5日	全国基地訴訟原告団連絡会議 / 事務局員会議(別開) / 辺野古返還要求署名 / 会場上打ち合わせ(委任状、口論)
11月5日	オスプレイ9機 厚木基地飛来(霞雲訓練)からのアワード(宮城県)参進のため
11月9日	共同行動(新行徳市)をめぐり各原告団(中央林間駅)参進
11月10日	オスプレイ9機 厚木基地飛来(霞雲訓練)で管区基地へ
11月11日	弁護士打ち合わせ(委任状開封) / 競争されない / 原告団同行動 / 参加
11月12日	横浜市民懇話会 / 参加
11月13日	役員会議
11月14日	委任状個別訪問(弁論士、事務局) / 御要請(新行徳)参進 / 厚木市長の会へ参加
11月15日	委任状個別訪問(弁論士、事務局)
11月17日	委任状提出(口論)
11月18日	委任状個別訪問(弁論士、事務局)
11月19日	弁論開会
11月25日	第2回進行協議(東京高裁) / 佐野ジョージワシントン機着陸場跡地入港
11月27日	第1回口頭弁論(東京高裁)第1回進行協議
11月28日	共同行動(新行徳)をめぐり各原告団(中央林間駅)参進
11月29日	委任状 個別訪問(事務局)
11月30日	平和センター(厚木)ブロック総会 / 参加
12月1日	弁護士打ち合わせ(現地進行協議)
12月2日	弁護士打ち合わせ(委任状)
12月4日	オスプレイ9機飛来委員会 / 参加
12月5日	弁論開会(事務局)
12月7日	委任状 個別訪問(事務局)
12月8日	弁論開会 / 会場上打ち合わせ(厚木地所) / 会場上打ち合わせ(委任状)